

平成29年第2回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成29年2月9日

午後2時30分～午後4時15分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは定刻になりましたので、ただいまから第2回教育委員会定例会を開会いたします。

本日、岡部指導課長及び美越指導主事より欠席の報告を受けております。また、本日の日程は、お手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてであります。すでに調整を終わり、署名も得ておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、委員会規則第19条の規定に基づき、本日の会議録署名委員であります。2番の紅林委員と1番の私でございます。よろしくお願いいたします。

続いて、日程4になります。教育長の報告です。

いろいろ考えたのですけれども、2月に入りまして入学試験、中学校3年生ですね。中学校の私立の入学試験については2月1日と2日にかけて実施されたようですけれども、今後、中学校3年生が受験をする私立高校が来週ピークを迎え、そして、都立高校につきましては、2月24日に試験が実施されると、このような話を伺っております。ちょうど報告案件であろうかと思っておりますけれども、学校でのインフルエンザの状況、小中学校とも現在は収束していますが、学級閉鎖やら学年閉鎖というのが出ておりますので、受験生にとっては大変なのかなと心配をいたしております。先日の校長会でも、私のほうから3年生という限定ではありませぬけれども、児童生徒の健康管理に十分気をつけてくださいというお願いをさせていただきました。

続きまして、先月の下旬に東京都市教育長会が開催されまして、その後、教育長会の中で東京都から報告がありました。東京都では1月20日に平成32年までを実施期間とします東京都教育施策大綱を公表しまして、東京の将来像と目指すべき子どもたちの姿について定めております。これからの東京のあるべき姿といたしまして、グローバル化の進展や情報技術の発展などを都市の成長へ結びつけていくことが必須の課題であるほか、東京オリンピック・パラリンピック競技大会では大会の成功を導くことはもちろんでありますけれども、大会後のレガシーを次世代に引き継ぎ、東京の輝く未来に向けた更なる成長を創出していくことが求められるとしております。こうした大きな社会の変化は子どもたちの人生にも大きな影響を及ぼすことになると。社会の変化と教育のあり方は相互に作用し合う密接不十分なものであると、このようにうたわれております。

そういう中で東京の将来像と目指すべき子どもたちの姿について3項目を定めております。

1項目目としましては、家庭の経済事情が子どもの進学や学力等にも少なからず影響を及ぼしており、貧困の連鎖という問題も指摘をされていると。家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもが将来の希望を抱いてその力を伸ばせる教育の仕組みを整えることが求められているとしております。このことから1項目目といたしましては、「誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性をのばせる社会の実現」、このようにしております。

2項目目といたしましては、グローバル社会の到来に伴いまして、世界中の人々とコミュニケーションを取ることができる能力や柔軟な思考に基づいた新たな価値を創造する能力を持ち、その力を生涯にわたり発揮する人材がどの分野でも後半に求められることになるだろうと。このようなことから2項目目といたしまし

ては、「グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間」としております。

最後の3項目目につきましては、これからの社会にあって子どもたちが遭遇する課題や悩みにしっかりと向き合い、能動的に社会を生きていく力を身につけるとともに自分のよさを肯定的に認める感情である自己肯定感を高めることが必要であると、このような考えから3項目目としましては、「社会に貢献する自立した人間を育成することが大切である」と、このように東京都の将来像と目指すべき子どもたちの姿を規定いたしております。

その中で教育施策における重点事項として8項目あるのですが、すべての項目をご説明するのは差し控えまして、その中でも誰もが安心して学び可能性を伸ばすことができるよう給付型奨学金を創生すると、このような考え方も出ております。そして、また一方では学習への弊害や陰湿ないじめの温床となる SNS 等について適正な使い方の啓発等を強化すると。また、もう1点、ご紹介をしておきますと、すべての学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進し、子どもたち一人ひとりの心と体に人生の糧となるかけがえのないレガシーを形成する取り組みを推進すると、このような重点事項を定めた教育施策の大綱が1月20日に発表されまして、当日の教育長会で東京都から報告がありました。このことを教育長の報告として、皆様にお話を差し上げたいと思っております。

続きまして、今回の教育委員会の名義使用承認は3件でした。私からは以上ですが、ただいまの報告について質疑並びにご意見はありませんか、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは以上で日程4を終わります。

続きまして、日程5、議事に移ります。議案第3号「昭島市民図書館基本方針・基本計画について」説明を求めます。

○新図書館担当課長（磯村義人） それでは、議案第3号「昭島市民図書館基本方針・基本計画について」提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

昭島市民図書館基本方針・基本計画は、図書館法に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を踏まえ、また、平成31年度の新図書館開館を見据え、今後の図書館のあり方について、本市教育委員会が初めて策定するものでございます。

策定にあたりましては、昨年7月、市民図書館長からの諮問により市民図書館協議会においてご審議を重ねていただきました。ご審議の結果、1月25日付で答申をいただきましたので、本案は、それに基づき提案いたすものでございます。

なお、答案にあたりましては、取りまとめられた答申案につきまして、昨年12月1日から1月5日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果2件の意見が寄せられ、市民図書館協議会においてその意見に対する考え方を審議いただきましたが、意見の内容が図書の出借期間に関する事及び図書館の開館時間等に関する事であり、特に内容の修正は要しないとの結論に達し、答申案どおりの答申が提出されております。

パブリックコメントの結果につきましては、参考資料として添付してございます。

では、お手元の昭島市民図書館基本方針・基本計画(案)をご覧ください。

この計画につきましては、パブリックコメントに供す前に、本委員会においても概要をご説明させていただいておりますけれども、図書館協議会の中で出たご意見もご紹介しながら説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目からの第 1 章、昭島市民図書館の現状と課題については、施設の概要、開館日、開館時間及び図書館サービスの現状と課題について記載しており、開館時間の平準化や多くの方に御利用いただけるよう、サービスの向上に向けたさまざまな課題について述べております。

8 ページからの第 2 章、基本的な考え方では、「学び、習い、楽しみ、育む知の拠点 ～本と情報を仲立ちとして人が集い、つながり、新たな価値を創造する場を目指して～」を基本理念とし、5 つの基本目標を掲げました。

1 つ目は、「学び成長を応援する図書館」とし、一人での調べ学習からグループで知恵を出し合っの学びあいまで、あらゆる学びを応援できるよう、図書資料の充実や学習機会の拡大について定めております。

図書館は、市民の生活、地域に根ざしたものであるから、きちっとした価値観を持って本を収集し、高価なものでも役立つものは集めることが必要であるというご意見を図書館協議会においていただいております、また、これからの図書館は、単に本を読むだけではなく、大人も子どももみんなで学びあうところであるというご意見もいただいております。

なお、新しい図書館につきましては、開架及び閉架合わせて約 40 万冊程度の所蔵が可能となり、また、個人の学習席からグループ学習室までさまざまな学習スペースを計画しております。

2 つ目は、「仕事や暮らしに役立つ図書館」とし、レファレンス機能の強化や ICT 環境の整備等、市民の課題解決に向けた取り組みについて定めております。

3 つ目は、「楽しい図書館」として、乳幼児期からの各種イベント等により図書館に親しんでもらい、読書週間の定着、図書館利用の促進について定めております。図書館協議会では、知を楽しみ遊べる場所、そういうイメージをつくり、図書館がコミュニティとして誇りを持って、人々が集い、表現ができる場となれば、来館者が増えるのではないかとのご意見をいただいております。

4 つ目は、「地域とつながる図書館」とし、地域への関心を高め地域の良さを発信することを通して地域への愛着を育み、また、人と人、人と組織、組織と組織のつながりの場として、市民の継続的な学びを支援することなどについて定めております。この「地域とつながる図書館」につきましては、「市民自らが集い、本と情報をさまざまな課題解決のために活用し、図書館の活性化と地域の振興を図っていく」というご意見を図書館協議会からいただいております。それを取り入れたものでございます。

また、現在も図書館はボランティアの方々に携わっていただいておりますが、今後もさまざまな市民の方々に図書館に関わっていただき、地域から図書館を盛り上げる取り組みを推進してまいります。

5 つ目は、「誰にでも利用しやすい図書館」とし、高齢者や障害のある方、及び外国人市民等、図書館の利用が困難な方へ、利用者ニーズに応えられるサービス体制の整備等の取り組みについて定めております。

続きまして、11 ページからの第 3 章、「これからの昭島市民図書館」では、昭

島市民図書館の整備及び運営についての考え方を述べております。

図書館運営につきましては、平成 31 年度に(仮称)教育福祉総合センターの開館を控え、民間活力の導入についての検討の必要性について、また、ICT 技術の導入による業務の効率化について定めております。

13 ページからの第 4 章では、「基本方針・基本計画の実現に向けて」とし、計画の位置づけ及び進行管理等について定めております。

以上、甚だ簡略な説明で恐縮に存じますが、これからの島市民図書館の方向性を示す指針となりますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第 3 号について、事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、意見、要望等をお受けいたします。

いかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） 社会の変化とか市民のニーズにあった基本方針・基本計画ではないかなということを感じました。

一つお尋ねなのですが、情報化社会の中でネットワークの確立、市内の図書館のネットワークの確立ということが第 3 章の 1 (3) のところに書かれておりますけれども、近隣の図書館とか、それから都とか国とかのネットワークはどのようにお考えでしょうか。それは書かれてないものですから教えてください。

○新図書館担当課長（磯村義人） 東京都の図書館及び市町村の図書館につきましてはこれまでも連携をしております、相互貸借という形で、それぞれ各市で市民の方からリクエストいただいた場合に自分のところにはない本につきましては、東京都から借用するとか、ほかの多摩の図書館から借用するというような形のネットワークはもう構築されておまして、運用はされております。「市内図書館ネットワークの確立」と申しますのは、こちらの分館・分室のことを申しておまして、これは昭島市民図書館の中でだけのことを表現させていただいております。ですから、東京都であったり、大学の図書館であるとか、そういった機関との連携も、調べ物に関しては連携させていただいておるような状況です。

○委員（石川隆俊） 相互に利用する場合、実際のこちらがお願いした本が、実物が届くという意味ですか、そうではなくてですか。

例えば中央図書館にない場合、東京都の図書館にあるということがわかった場合に、お願いしたらその本がその図書館のほうにある時期回ってくることもあるわけですか。

○新図書館担当課長（磯村義人） 毎週毎週締め切り日がございまして、そこまでに申し込みますと、翌週在庫があれば翌週届くように基本的にはなっております。その期間をまたいでしまいますと翌々週という形にはなります。

○委員（石川隆俊） 大抵の本は東京都の図書館に行けばあるといわれていますね。

○委員（白川宗昭） 全体としては非常にそつなく網羅されて問題なく整備されていると思います。これで事業を進めていってほしいと思っていますけれども、まず基本理念ということは枠の中に入ってくる、まさにこれは生涯学習の場の提供ということだろうと思うのですけれども、翻ってみて、今回できるのは教育福祉総合センターという大きな枠の中に図書館というものがあるわけです。今まで図書館とか福祉会館とかいろいろばらばらになっていたものが、今回は一つにまとまってくるわけですね。それは、いい悪いはともかくとして、そのメリットというものをPRしていくという、そういう姿勢があっていいと思うのです。基本的なことですけれども、例えば福祉のほうの楽しい図書館づくりとかいうようなところは、やっぱり障害者、あるいは子どもたち、高齢者、男女雇用参画なんていうこともありますけれども、そういうものも含めて図書館として対応していくというそういう姿勢、教育だけじゃなくて福祉というものも取り込んだ形での視点というのが、私は今回この施設を見ると重要ではないかと思っています。ぜひその辺のところ、どこかに織り込まれているかと思いますが、その辺についての認識を一つ伺いたいです。

それからもう一つ、地域資料との関係、社会教育との関係だと思います。この前も文化財委員会がありまして、郷土資料室って今、簡単に使っておりますけれども、郷土資料室とか郷土資料展示室とかいうものの名称もまだ決まっていないわけです。そこでのコンセプトもはっきりしていないということでして、ここの地域とつながる図書館の2番目のところで、2番目の2行目のところ、「気づき」のきっかけとなるよう、郷土資料室との連携を密にし、と書いてありますが、実際はまだ決まっていない言葉、概念だと思うのです。その辺のところをやはりもう少し詰めていってほしいなど。これは社会教育のほうでもこれからコンセプトづくり、郷土資料室のほうはやっていくと思うのですけれども、それとの関連性をやはりもうちょっと明確にしていく必要があるのではないかと。それは今後の課題なのかもしれませんが。それから郷土資料も社会教育にもあるし図書館にもあるわけです。その辺をどういうふうにかこれからすみ分けていくのか。それぞれ別個にやっていくのか。さっきの福祉と教育の問題と同じように、少しその辺の垣根を少しいじっていくとか、見直していくとか、そういうことをやっていかないといけないのではないかと思います。全体として総合施設だということをもっと捉えて、もうちょっと発展的なものになっていったらいいのではないかなと、そんなふう感じております。

それからレファレンス機能というものも同じでして、郷土資料室のほうで行うほうがいいものもあれば、そうじゃないものもあると思うのです。その辺のこともちょうと気になるところです。ぜひその辺も含めてお考えをお聞かせいただければと思います。

○新図書館担当課長（磯村義人） まず1点目のご質問の、(仮称)教育福祉総合センター施設全体としての取り組みということでございますけれども、こちらの図書館の基本方針、基本計画につきましては図書館単独のものとして立てさせていただいております。その(仮称)教育福祉総合センターにつきましては、そちらの館に運営計画という形で、どのような管理をしているかということもまた計画を

立てていかなければならないかと思っております。その中で各施設のつながりであるとか、どのように保管しているかというところは、また表していかなければいけないのかなと考えております。

それから、もう1点の郷土資料室との連携ということでございますが、新しい施設は図書館の入り口の中に郷土資料室も入って、せっかくそういう場所的な連携が既に取りれるような形になってございますので、まず一つとして考えておりますのは、地域資料と郷土資料、こちらのすみ分けと申しますか、そこをどうしたらいいか、調べ物、市民の方がいらっしゃっていただいて、それを調べるときに図書館の検索をしたときにどこまで郷土資料を表していけるのか、そういうところでまず一つお客様の利便性、それから同じ情報、市の郷土資料、地域資料、市のことに触れられるチャンスや使いやすさというところは追求していきたいと考えてございます。

それからまた、本の展示につきましても郷土資料室の中にも書物もございます。地域資料として行政資料や地域で出版なさった作家の方の本もございますが、それらをどれだけ関連づけてシームレスにできるかというところは考えてございます。その上で特別展示等をした場合に、例えば郷土資料室で特別展示等をした場合には図書館側ではそれに関する資料の展示をするといった形の連携、そんなこともできるのではないかと思います。これからそういうことをまた相談させていただいて実現させていただけたらと考えてございます。

以上でございます。

○委員（白川宗昭） 全体としてコーディネートする総合センターとして、全体としてどういうふうに見ていくかとか運営していくかという視点を、ぜひこれからも持ちいただきたいという、そういう意見でございました。ありがとうございました。

○委員（紅林由紀子） 全体としてはとてもよくまとめていただいていると感じて、新しい図書館に向けて非常に希望がわいて大変楽しみというのが感想ですけれども、いくつかお尋ねしたいことがあります。

まず1つめは、10ページの「宅配等のサービスの充実を図ります」と書いてありますけれども、今もそういうことをされているのか。これからの高齢化社会を考えると非常にニーズも高まってくるものと思いますけれども、どのようにこれを実際来实现可能なのか、どのように考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいということと、2点目は先ほど氏井委員が質問された他市とのネットワークの件、それがこの間私も市民図書館が改装の時、お休みだった時に立川の図書館に行って非常に便利でありがたいなと感じたのですけれども、その点についてはここに載せなくてもいいことなのかどうかということ、あと3つ目、冒頭に書かれていました「もくせい号」の件ですけれども、「もくせい号」の件も今後慎重に検討していく必要がありますということが概要のところには載っていますが、それは後半の「これからの昭島市民図書館」というところにはなくてもいいのかどうかという点、その点をお伺いしたいのですけれども。

○新図書館担当課長（磯村義人） では、まず1点目の宅配サービスからですけれども、

これは今現在、身体障害者の方には登録していただきまして、それでご要望に応じて宅配を実施しております。ただ実際に実績と申しますと、コンスタントに常にあるということではありませんけれども、ご利用いただいているお客様はいらっしゃると思います。今後につきまして、例えばほかの市町村などでも有料でやっているようなところもあるとは聞いております。本市においてそれを有料で実施するのかということとはまた別で、また検討しなければいけませんけれども、おっしゃるように今後高齢化であるとか身体障害の方にかかわらず、図書館に来るのが困難であるけれども図書資料に触れたいというお客様、市民の方がいらっしゃると思いますので、そこについては何らかの措置をこれからも検討していかなくてはならないと考えております。

続きまして、確かなネットワーク、こちらは先ほど漏れてしまいましたが、近隣の福生、あきる野、武蔵村山、立川市につきましては相互利用ということで相互の市民の方が図書館の利用カードを作っていただいて、相互に利用できるという仕組みをつくっております。これにつきましては今回この計画には盛り込むことはしていませんでしたけれども、また今後につきましては、そのネットワークを広げることにつきましては、検討していきたいと考えております。あえてここには、この中では掲載を今回は見送らせていただきたいと思っております。

続きまして、「もくせい号」ですけれども、こちらにつきましては「もくせい号」自体、車が20年以上たっておりまして、老朽化というのは本当に激しい状態になっております。今現在運行しておりますけれども、今後故障したときの部品等、そういうことも心配されるところではあります。それにつきまして冒頭心配であるということを書かせていただいておりますけれども、今現在どうしたらよろしいのか、どうすべきなのかという方向性もない部分がございますので、今回の計画にはまだ載せられるようなところまで議論は進んでいないということが現状でございます。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。

今お話を伺ってよくわかりました。「もくせい号」をこれからどうするかという問題も含めて、やはりこれから市民図書館が新しくあそこにあるわけですが、あそこ自体はすばらしい施設にももちろんしていただけたらと思うのですが、そこまで行けない市民はどうするのかということはこれから問題になってくるところだと思います。そのことを今後検討していくというような姿勢というか、それを入れていただけたらもっといいのかなと感じました。

あともう1点よろしいでしょうか。私は昔から図書館が好きで、子どものころから好きで、小学校のころは本当に夏休みとか図書館に入り浸っていたりとか、中学校の時も学校の図書室、図書委員も3年間ずっとやっていたりとか好きだったので、やはり居場所としての図書館といった、そういった部分がすごく大きいと思うのです。今、市民図書館に行ってもずっとそこにいらっしゃるような親子だったり高齢者の方だったり、本に囲まれる、あの静かなあの場で長い時間を過ごしていらっしゃると思いますので、その居心地のいいというか、居場所としての図書館といったニュアンスが、楽しい図書館がそれに近いのかなと思ったのですが、そういった部分をちょっとこの検討の場ではそういった

お話は出なかったのかなということ伺いたと思います。そういったところを大事にさせていただければということが私の思いです。やはり図書館、何か目的を持って、本を探しにとか勉強しにとか講座に出るとか、そういう積極的な姿勢があって、そこに行けば何かが見つかるようなわくわく感みたいな、そういった部分を持つ図書館というのがいいのではないかと私は思うのですけれども、その辺はどうでしたでしょうか。

○新図書館担当課長（磯村義人） 居場所という観点からでございますけれども、このたび基本理念の中にもございます、「人が集い、つながり」の部分がございます。これにつきましても学びだけではなくて、いろんな形で、例えば趣味というところで図書館が核となってつながって、楽しんでいただくという議論もございました。具体的に居場所をつくるという議論はございませんでしたけれども、いろんな方に来ていただいて、学んでいただいたり自由に楽しんでいただいたりして、いつも図書館に来ていただきたいとこれを全体の中でそういうことを織り込ませていただいて、図書館協議会の皆さまもそういう意見の中でつくっていただいた答申案だと考えてございます。

居場所ということで考えますと、今度の図書館は閲覧席も300席程度かと思えます。さまざまな形の閲覧席を用意させていただきました。あとグループの学習室も5席程度用意したり、いろんな形の皆さんが来ていただける形の間を用意しておりますので、そういうところを新しい図書館の中でどう集まっていたかというようなアピールをしていけたらなと思っております。

○委員（石川隆俊） 私も紅林委員と同じように図書館は大好きでして、大学時代はとにかく時間がある時には東大の図書館に行って手当たり次第読んでいました。それは自分の範囲外のものも読んでいました。ただ卒業してからはまた専門に行きますから、今度は医学図書館に行って、これはどちらかというところという時間ではなくて、だから一生のフェーズで変わらぬと思うのです。本当に貸本がいい人もいるだろうし、そこに行って一日過ごして、もう手当たり次第本を読む人もいるだろうし、目的を持ってやる人もいるだろうし、だから、うちは何席ありましたっけ。300席でしたっけ。

○新図書館担当課長（磯村義人） 席ですけれども、通常閲覧していただける席が300席程度でございます。

○委員（石川隆俊） 300 あったら相当広いでしょうね。

○新図書館担当課長（磯村義人） あと学習室としまして個室を1つもうけまして、そちらは48席ございます。それから個人ブースということで個室ですが、ガラス張りで、こちらで勉強していただけるスペースは6スペース用意してございます。それから、中高生用のグループ学習室、ティーンズコーナーというものがございまして、ここは中高生に使っていただく目的で6人程度入れる部屋を2つ用意してございます。それから一般のグループ学習室ということで6名から8名程度使っ

ていただける部屋を3室用意してございます。大体、席としてはそんなような形です。

○委員（石川隆俊） 随分恵まれていますよね。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。そういうふうになんかとお考えになっていただいて、そしてこういう形になったということがよくわかりましたので結構でございます。やはり、これからの図書館、実際の部分を考えていかれるうえで、そういった居場所としてのとか、居心地のよいといった部分をアピールしていただけたらなと思います。

○委員（氏井初枝） 報告資料10、昭島市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメントの結果という資料とあわせて、私はこの基本計画を拝見しました。新しくできる図書館のことはかなり具体的にこういう部屋ができます、こういうスタンスで取り組みますという市の考え方が随所に出ています。今、担当課長がおっしゃってくださったことももちろん関係がありますが、新しい図書館だけでなく既存の図書館もこのようなことが、もし可能な部分があればそういうものを取り入れて、昭島市の図書館がよりよくなったらいいなと感じました。すごく31年にできる図書館が楽しみです。

居場所のこともこの市の考え方がいろんなところが書かれています。ティーンズコーナーですとか学習室もこんなもの考えていますとか、本当に青写真がしっかりできているということが本当によくわかりました。よろしく願いいたします。

○委員（白川宗昭） いみじくもおっしゃられてしまいましたけれども、私もパブリックコメント、これとあわせて読みましたが、本当にこちらにいろんないいことが書いてあって、恐らくそれも読み込んだうえでのお話だろうと思います。その中で一つ感じたのは、先ほどおっしゃっていましたが、宅配という話をおっしゃっていましたが、今でも幼稚園だとか保育園だとかいろんな施設にも少しずつ本は貸し出しというか置いてあるわけですね。ああいうことはやはり、あれも望んでいる意見がございましたけれども、やはりああいうものを充実させていくということが、底辺を広げていくというか、非常に役立つのではないかなと思います。ただ単に大きな施設だけじゃなくて、そういう末端のそういう施設もどンドン置いてもらって読んでもらうというようなことをやっていくといいかなと思いました。

それからあともう一つ、突拍子もないことを言うかもしれませんが、喫茶店とか食堂とか、私は大学時代、国会図書館によく行ったのであそこの食堂がすごくおいしかったものですから、行くと大体本を借りて食堂で本を読んでいた様な記憶があります。そのようなことまでも砕けて考えているということはございますでしょうか。

○新図書館担当課長（磯村義人） 新しくできます(仮称)教育福祉総合センターの中には

カフェスペースを計画してございます。そちらでは軽食程度までは出させていただきますような形で、午前中から例えば勉強してくるお子さんにお弁当を持ってくる子もいらっしゃるかと思いますけれども、そうでない子にも低廉な価格で軽食程度は出して、一日図書館にいていただけるようなそんなことも考えてございまして、それでそのカフェの計画というのとはございます。

以上です。

○委員（白川宗昭） ティーンズコーナーというのはそういうことをいうわけですね。ティーンズコーナーというのは10代、若い人向けのコーナーということですか。

○新図書館担当課長（磯村義人） ティーンズコーナーは概ね中学、高校生を対象にしてございます。ちょうど児童書と一般書の間ぐらい、そういうことになりますけれども。主に中学、高校生の方に来ていただいて、その専用の席でちょっと大きなテーブルを置いたりして集まれるようにとは考えてございます。

以上です。

○委員（氏井初枝） 今回のカフェのことは子ども読書活動の7ページに載っていましたが、同じ建物にカフェも設置というのは、図書館のスペースではなくて総合センターの中にできるということだと思います。私の記憶違いでなければ、ある図書館では、食べ物と本を読むという図書室と切り離すということを一般的な考えで今までずっと来ていました。そうではなく、もっといろんな人に図書館を利用してもらいたいと考えて、ある図書館は、あえて食べ物もオッケー、食べ物を飲んだり食べたりしながら本も読めるということ、あえてそうやったというところが確かあったような記憶があります。思ったほど本が汚れてしまうとか課題というものはあまりなくて、すごく好評でしたという話を聞いたことがあります。昭島の場合にはもう離してということはお考えですね。

○新図書館担当課長（磯村義人） カフェスペースについてですけれども、建物の北側になります、ほぼ隣接した形になります。今回、図書館にゲートをつくりましてICタグをつけますから、そこが図書館の出入り口ということになります、そこを出てすぐの所にカフェスペースがございまして。一応貸し出し手続きを取らせていただき借りていただくのですが、そのカフェスペースの所のすぐ横に返却ポストも用意しますので、そこで読んでいただいてそのまま返してお帰りいただくようなことも可能になります。そのスペースだけでしたら一時間かかりますが、飲食しながらの読書というのも可能であるとは考えます。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかによろしいですか。

それでは、以上で質疑討論を終わります。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（小林一己） ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおりに決しました。

議案の審議が終わりました。本日は、協議事項はありませんので、報告事項に移ります。

報告事項1「平成28年度昭島市一般会計第7号補正予算(案)〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項1「平成28年度昭島市一般会計第7号補正予算(案)〈教育委員会関係〉について」ご報告いたします。

この第7号補正予算につきましては、平成29年2月24日から始まる平成29年第1回昭島市議会定例会に提案を予定しているものでございます。

はじめに、歳入でございます。一番上のつつじが丘小大規模改造(西側便所改修)工事費交付金につきましては、補助単価の増により増額いたすものでございます。そのほかの国庫補助金及び都補助金については、歳出の増減と連動し増減するものでございます。

裏面をご覧ください。歳出でございます。

(仮称)教育福祉総合センター整備事業は、予定した事業の支出見込額が確定したため減額いたすものです。

庶務課の光熱水費の電気料金でございますが、入札により単価の減があり、それに伴い減額をいたすものでございます。管理用機器については、芝生化の工事を行わなかったため、管理に必要な芝刈り機の購入は行いませんでした。

コンピューター教育事業費でございますが、教職員用パソコンの導入経費が確定したための減額でございます。

次に、小学校の学校施設整備事業費でございます。

東小及びつつじが丘小の芝生化工事は落札者がいなかったため監理委託とあわせ減額いたすものでございます。

共成小プールピット改修工事、校内LAN整備工事設計委託については、事業費が確定したことから減額いたすものでございます。

つつじが丘小大規模改造(西側便所改修)工事については、平成28年度当初予算で計上いたしておりましたが、国庫補助金の交付決定が11月にあり、実際の工事が29年度となることにより工事費の単価増分を増額いたすもので、次のページになりますが、繰越明許費とあわせて予算化するものでございます。

拝島第二小増築等工事設計委託については、建築指導事務所と調整中でございますが、今後、是正等工事の設計と調書作成の業務について既定予算では不足する見込みであることから増額いたすとともに、3月末までに終了が見込めないことにより、繰越明許費とあわせて予算化するものでございます。

拝島第二小の東側便所の改修工事については、28年度に予定しておりましたが、補助金の関係から平成28年度中に工事ができません。また、増築工事にかかる建築指導事務所との調整の結果、校舎内西側にある職員便所の改修が必要となることから、平成29年度に予定している増築工事と同時期に西側便所を改修する必要が生じたため、東側便所改修に係る経費を減額し、西側便所改修の経費を増額いたすもので繰越明許費とあわせて予算化するものです。

次に、中学校施設営繕経費及びコンピューター教育事業費については、執行見込

額にあわせ減額いたすものでございます。

次に、中学校施設整備事業費でございます。瑞雲中大規模改造(外壁等改修・太陽光発電装置設置)工事については、平成 29 年度に工事を予定しておりましたが、国庫補助金の交付決定があったことから増額いたし、実際の工事は平成 29 年度になることから繰越明許費とあわせて予算計上いたすものです。そのほかのものについては、執行見込額にあわせ減額いたすものでございます。

市史料調査管理費の民具等調査分類委託から一番下の学校給食施設維持管理経費の調理用機器までの光熱水費については、電気料については入札による単価減に伴い減額をいたすもので、ガス料金につきましては、原料調整費の減による減でございます。光熱水費以外のものについては、事業は予定どおり実施され、事業費の決算見込額にあわせ減額をいたすものでございます。

次のページの繰越明許費につきましては、歳出の中で説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項 1 についての説明が終わりました。本件に対する質問、ご意見等をお願いいたします。

よろしいですか。

以上で報告事項 1 を終わります。

続きまして、報告事項 2 「平成 28 年度東京都教育委員会職員表彰について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項 2 「平成 28 年度東京都教育委員会職員表彰について」ご報告いたします。

本表彰は、東京都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な職員及び優れた教育実践活動・研究活動を行っている学校等の功労をたたえ、表彰するものです。

今年度、昭島市においては、昭島市立田中小学校、土屋正登校長先生が表彰されます。表彰状の贈呈日時は、本日 2 月 9 日木曜日、午後 4 時から東京都庁都議会議事堂「都民ホール」にて行われる予定です。

土屋校長先生は、文部省へき地教育研究指定校国語科の研究、東京都教育研究員・東京都教育研究生としてへき地教育の研究に取り組み、後進の指導、へき地教育の推進に努めました。また、東京都教育研究員（社会科）として、地域の教材化に取り組み、優れた成果を上げました。平成 18 年度からは、昭島市立富士見丘小学校、東小学校、田中小学校の校長職を歴任し、各校の教育課題を解決に導き、地域に根ざし、地域から愛される学校経営に力を尽くしました。本市の教育をはじめ、東京都における教育の推進に貢献し、その功績が認められ今回の表彰に至りました。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項 2 についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

以上で報告事項2を終わります。

続きまして、報告事項3「昭島市立学校等教職員出勤簿管理規程の一部を改正する訓令」について説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項3「昭島市立学校等教職員出勤簿管理規程の一部を改正する訓令」についてご報告いたします。

平成29年1月1日より新たな休暇として「介護時間」が導入され、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）」が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要があるため、お手元に配りました「学校等教職員出勤簿管理規程新旧対照表」の記載にあるとおり、出勤簿表記に「介護時間」を表す「介時」の表記を30番目の項目として追加し、以降の表記について項目番号を順次繰り下げたものです。

新たに導入されました「介護時間」は職員の介護と仕事の両立を支援する観点から、配偶者または2親等以内の親族の介護を行う職員から請求があった場合において、公務運営に支障のない範囲で、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを承認する休暇でございます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項3についての説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 質問ですが、介護問題というのは非常に大きな問題になっていると思いますが、この介護のための休暇、あるいは時間、早退ということが取れるということですね。今、配偶者と2親等以内ということですが、その介護の程度というのは何か規定がありますか。例えば要介護度いくつを持っていないといけないとか。

○統括指導主事（長崎将幸） 大変申しわけありません。手元に資料がないので介護度は明確にお答えできませんが、事前申請が必要な休暇でございますので、その際に介護の必要な状況等について書面で申請をし、それについて校長が許可をするというような制度になってございます。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

以上で報告事項3を終わります。

続きまして、報告事項4「昭島市立学校等における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に関する要綱」について説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項4「昭島市立学校等における妊娠・出産・育児休

業等に関するハラスメントの防止に関する要綱」についてご報告いたします。

本要綱は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正（平成 29 年 1 月 1 日施行）されたことに伴い、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的にして、制定したものです。

なお、本要綱につきましては、平成 29 年 1 月 1 日から施行となっております。以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項 4 についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） お尋ねです。第 5 条第 2 項で、指導課長は、相談窓口にはハラスメント相談員を置く、と書いてございますけれども、具体的に相談員になれる方はどういう立場の方ですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 指導課内の相談員は、教職員系の係員が指名されております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） こういういろんなハラスメントに対する、さまざまあると思いますけれども、前からもありましたけれども、そのときに委員会のようなものがあって、そういうものが機能しておるわけですか。例えばこういう昭島市のようなところでは、何かあった場合に稟議して、あるいは注意するとか、そういう委員会、ちょっとこれから離れるかもしれませんけれども。

○統括指導主事（長崎将幸） 委員会というほど大きなものではないですが、こちらの第 6 条のところに示してありますように、相談員の職務として、相談を受けた場合には適切な指導、助言を行うこと、また、関係者から事情聴取を行うということで、指導課長の指揮下で調査をして適切に対応していくということで動いております。

○委員（石川隆俊） 特につくってないのですね。なるほど。

○委員（紅林由紀子） 関連してよろしいですか。そういう法律が施行されたことから要綱を定めたということで、これは結構ですけれども、こういった今、いろいろなハラスメントの問題が出ていますが、実際にこれは妊娠・出産・育児休業に関してのハラスメントということですが、ほかにこういったハラスメントといったことに関して、学校の職員の皆さんを守るような要綱というのは何かありますか。例えばパワハラなど。

○統括指導主事（長崎将幸） 同様にセクシャルハラスメント防止及びパワーハラスメントに関する防止についても要綱を定めてございます。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは報告事項4を終わります。

続きまして、報告事項5「昭島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」について説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項5「昭島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」についてご報告いたします。

先ほどの報告事項3「昭島市立学校等教職員出勤簿管理規程の一部を改正する訓令」、報告事項4「昭島市立学校等における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に関する要綱」の制定にともない、「昭島市立学校職員服務規程」を一部改正するものです。

資料をご覧ください。改正した内容は、第8条の2の次に次の1項を加えたものです。

（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの禁止）

第8条の2の2 職員は、妊娠又は出産に関して、妊娠又は出産した女性職員の勤務環境を害する言動を行ってはならない。

2 職員は、他の職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること又は措置を受けることに関して当該職員の勤務環境を害する言動を行ってはならない。

この規定につきましても、平成29年1月1日から施行いたします。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項5の説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 意見というほどではございません。感想といたしまして、やはり昭島も非常に若い先生方が多くいらっしゃいますので、こういった、妊娠・出産ということはこれからますますあるだろうと思いますので、これはこれでこういったものが定まったことは、そういった方々を守るという意味でもとてもいいことだと思えます。ただ、こういったものがあるからというだけではなく、本当にみんなが気持ちよく支えながら働けるような職場づくりをしていただきたいと思います。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

以上で報告事項5を終わります。

続きまして、報告事項6「昭島市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱」について説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項6「昭島市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱」についてご報告いたします。

資料の昭島市就学支援委員会設置要綱の新旧対照表をご覧ください。改正するところは第3条の組織に関する項目で、委嘱する委員に「学識経験者」を加えるものです。

就学支援委員会の委員に特別支援教育及び心理検査に造詣の深い学識経験者を加えることで、児童・生徒により一層適切な就学先を判断できるようにするために本要綱を改正いたしました。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項6についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 今、ご説明いただいて設置のことはわかったのですが、具体的には心理学などに造詣の深い方というのは、例えば大学の先生とかそんな感じですか。

○統括指導主事（長崎将幸） はい、想定しているのは大学で心理検査等を専門的にやられて、また、他市等の就学支援委員会などにも参加していただいて、子どもたちの適切な支援に対して専門的な知識を持っている方を招聘したいと考えております。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。よろしくをお願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

以上で報告事項6を終わります。

続きまして、報告事項7「平成28年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について」説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 報告事項7「平成28年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について」報告いたします。

今シーズンのインフルエンザの状況でございますが、12月の中旬から流行し始め、1月26日に東京都福祉保健局からインフルエンザの流行警報が発令されました。

本市のインフルエンザによる学級閉鎖等の状況につきましては、12月19日の瑞雲中学校の1年生から始まりまして、2月6日現在、小学校では学級閉鎖が5校で5学級、中学校では学年閉鎖が2校で2学年、学級閉鎖が2校で5学級とな

っております。また、本日時点での学級閉鎖の状況についてですが、小学校で新たに学級閉鎖が3校3学級となっております。

各学校には1月27日付け文書で、改めて感染予防に努めるとともに、外出後のうがい、手洗いの励行や、できるだけ人混みへの外出を控える等について、感染拡大の防止の措置として、「咳エチケット」の徹底等について周知してまいりました。また、感染拡大防止のため、使い捨てマスクを各学校へ配布いたしました。

今後も各学校の情報収集をするとともに、感染拡大の予防のために予防措置の周知等に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項7についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

よろしいですか。

以上で報告事項7を終わります。

続きまして、報告事項8「昭島市学校給食共同調理場整備基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） それでは報告事項8「昭島市学校給食共同調理場整備基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施について」説明をさせていただきます。

この整備基本計画の策定にあたり、昨年8月に教育委員会より、学校給食運営審議会に対し「学校給食共同調理場建設に伴う整備内容等」について諮問し、3回の審議会を開催し審議いただきました。

3回の審議会では、整備の基本方針や安全・安心な施設としての整備内容、提供する献立、食育や防災施設としての役割などを審議していただき、諮問内容について10月に教育長に答申が提出され、10月の教育委員会定例会において答申について報告をさせていただきました。

この答申を踏まえ、「昭島市学校給食共同調理場整備基本計画(案)」を策定していく中で、審議会にもご意見を伺いながら配付させていただきました資料のとおり計画案がまとまりましたので、パブリックコメントを実施するものでございます。

意見の募集期間としましては、3月1日から開始し、締め切りを4月3日といたしております。この計画案の資料は、市のホームページから閲覧・ダウンロードしていただくほか、市役所本庁舎をはじめ、資料にあります各施設にご用意いたします。また、郵送での配布にも対応いたします。意見の提出方法でございますが、学校給食課に持参していただくほか、郵送、ファクシミリ、電子メールでもお受けいたします。周知の方法ですが、3月1日号の「広報あきしま」やホームページに掲載いたします。

今後の予定としましては、パブリックコメントの結果を踏まえ、審議会及び教育委員会定例会において審議していただき、厚生文教委員協議会に報告してまいります。

説明は以上となります。

○教育長（小林一己） 報告事項 8 についての説明が終わりました。
本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） これを読ませていただいて給食センターのことがよくわかりました。
自分自身がとても勉強になりました。ありがとうございました。

それで細かいことですが、給食の試食会の件です。給食センターで見学をした際に保護者が試食をするというケースが今もあって、新しくなってもそれが行われるということだと思いますが、実際は給食センターでつくられた給食を自校で、その学校で保護者の方が試食をするということもあると思います。そこら辺の割合はどうなっているのでしょうか。

○学校給食課長（坂本忠司） 基本的には調理場、センターでつくっている学校につきましては学校のほうで試食会をしているという現状が多いです。会議室とかの都合上、調理場の会議室で行うというのがまれにありますけれども、今後につきましては、新たな調理場ができた時には調理場のほうでも試食会ができるような形での対応は可能としていきたいと考えております。

○委員（氏井初枝） 今のように考えれば、給食センターは給食をつくるだけというイメージでいました。本当に不勉強なのですが、今こういうご時世ですから災害などがあつたときにつくるだろうというそれもすごくよくわかるのですけれども、食育でいろいろなことを給食センターのほうで担っていらっしゃるんだということがすごくよくわかりました。その試食というのはあまりピンと来なかったのですね。長く学校にいたもので、今おっしゃったように学校で試食なさる方が多いという実態があるとすれば、あまりそこら辺のスペースというのはなくてもいいのかなと。

○学校給食課長（坂本忠司） 今までは基本的に学校にお子さんがいる保護者の方が対象になってくるかと思うのですけれども、これからそれ以外の方でも学校給食課が主催するような形で試食会をして、学校給食を多くの人に知っていただくという、そういう機会も設けていけたらというような形の試食会ということで想定をしているところです。

○委員（氏井初枝） わかりました。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 地元で取れた野菜とか、そういうものもかなり使っていると思うのですけれども、どのぐらいどんなものが使われているのか、ちょっと私もよくわからないものですから教えてください。

○学校給食課長（坂本忠司） 地場産というところの野菜でいけば、キャベツ、白菜、ニ

ンジン、ハウレンソウ、小松菜というような種類のを学校給食で使わせていただいて、あと地場産のお米も多少使う時期があるのですけれども、1月ぐらいに各学校で使わせていただいているという形があります。あとこれも年1回ですけれども、昭島産のナシを使用した、個数でいくと全お子さんにいかないで、それを果実だけを加工してゼリーにした形で全児童生徒に食べていただくというようところで使わせていただいております。

一応、地場産のほうですけれども、使っているのが調理場、センターだけで使用しているという形になっておりまして、大体その調理場の野菜に対して地場産の使用率というのが、大体5%ぐらいの使用、27年度実績でいくとそれぐらいの比率になっております。

○委員（石川隆俊） あまり聞かないほうがいいかもしれないですけれども、中にはいろんな、最近給食センターがさまざまな病院に入っていますが、とても材料が高いものですから中国産とかそういうものも一部使っています。学校給食はそういうものはあまり使わないものですか。

○学校給食課長（坂本忠司） 物資購入基準書というのがありまして、そちらの中で中国産のものは使わないというようところで、国産のものを使っていくというところで基準を設けておりますので、その選定にあたってはそちらを基準として購入をしております。

○委員（石川隆俊） それは随分恵まれていますね。恐らく今、缶に入った大きな冷凍野菜なんかはどんどん入ってきて、それを病院等の給食センターは使っていると思いますが、わかりました。

○委員（紅林由紀子） 食器についてですけれども、今まで共同調理場の食器はこういうトレーでというのが今回個別になるということは、すばらしい喜ばしいことだなというふうに思います。それは食育、子どもたちの要は和食が、結構、和食給食を推進していらっしゃると思うのですけれども、和食を食べるときの姿勢、持って食べるとかそういった部分というのがやはりどうしても今までの給食だとにくいという状態があったと思います。今回個別になったときに例えば御飯茶碗、飯椀だったら1年生はちょっと難しいかもしれないですが、持って食べたりとかそういうことができるような形状とかそういうことも検討していただいているのでしょうか。

○学校給食課長（坂本忠司） 食器につきましても今、今後形状とかそういったものは決めてありますけれども、そのところで低学年とかそういった形で合わせるようなことができるようであればそちらのほうも合わせていくような形でいければと考えております。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。ぜひやはりなかなか今の食生活がいろいろな食生活がご家庭でもあると思うので、やはり日本人としてご飯茶碗は持って

食べるとかそういったことが学校でもできるような食器にしていだければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 別件でよろしいですか。食物アレルギーに関するお尋ねです。アレルギー専用調理室があって、最大で100食分つくれるということですが、現状では何食ぐらいつくっていらっしゃるのかというのが一つ目のお尋ねです。

それから2つ目ですが、自校給食のところで何か課題があったときに対応できるようにと予備のものもつくられるということで、すごいなと思ってびっくりしたのですが、現在もそういうことで行われているのでしょうか。以上です。

○学校給食課長（坂本忠司） 現在、アレルギー対応給食ということで、調理場で作っている分は、多くて30食から40食ぐらい。あとは自校のほうもありますので大体それを入れるとアレルギー対応の給食の人数は、市内で70人ぐらいいらっしゃいますので、そこに対応していくためには最大で100食ぐらいというところで算出しております。

あと現在、自校で事故があったときということでは、調理場自体も今の食数でなかなか難しいというところがありますので、なるべく自校のほうは定期的に老朽化したものについては順次、機器の買い換え等をしながら、なるべくそういった形で今後ずっと引き続けていただくということがあります。今後また、かなり自校のほうも30年とか40年になっておりますので、その先10年後とか20年後というところを考えると、そういったことも考えておかなければいけないというところで、今回その食数ということで計画のほうには載せております。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。アレルギーのことですけれども本当に怖いと思います。直接この計画には関係のないことですが、一時給食で亡くなったお子さんがいたときに、エピペンを使っての研修会を各学校で行うように広がった時期がありました。今現在それが継続されているのかどうかかわらないですけれども、やはり専用の調理室もあって整備していてもいつ何が起こるかかわからないので、学校側はそういうような対応をきちんとしていかなければいけないというのを感じております。また、何かの機会にそういうようなお話を学校にお伝えいただければありがたいなと思っています。以上です。

○委員（石川隆俊） 今の話ですけれども、ちょうど私の孫は調布に行っていますので、実はあそこで起こったのですけれども、それで広がったと思うのですが。エピペンを使うのですが、もちろん交渉もしていると思いますが、確か昔の記憶では、そういう事故が起こった場合には、大学に連絡をして注射していかどうかを聞いてからやるとききましたね。事が起こったときに状況をすぐ報告して、常時そこに医者が出て、そのセンターからこうしろといわれたらすぐやるということを知りましたが、今でもそうになっていますか。各学校でもって先生がもちろん学校にあると思いますが、すぐ自分の判断でやるのだけれども、ほぼゼロタイムでそこに医者が出て、どうしましょうってやるって聞きましたけれども違いますか。

○学校給食課長（坂本忠司） 要するに学校のほうからアレルギー対応する際にはそれぞれ保護者の方と面談をする中で、そういう症状が起こったときにはどういう対応をするかというところで伺っておりますので、その本当に急変したというところであればそこのお医者さんには確認しますけれども、エピペンを打つというところの段階では多分まだ。

○委員（石川隆俊） いや確か3、4年前だったか。

○学校教育部長（丹羽 孝） 石川委員のお話は多分、調布市の話だと思います。あそこは病院と連携して何かあったときには電話をしてすぐに確認して打つという、昭島市の場合はまだそこまでいっておりません。いくつかの市はそういった病院と連携するという話は聞いております。

○委員（石川隆俊） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） では、以上で報告事項8を終わります。

続きまして、報告事項9「残堀川調節池運動施設整備計画の進捗状況等について」説明を求めます。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） 報告事項9「残堀川調節池運動施設整備計画の進捗状況等について」資料に基づきご報告を申し上げます。

立川基地跡地昭島地区土地区画整備事業の事業区域内に設置する調節池の平常時における運動施設の整備計画につきまして、平成27年度の8月の第8回の定例会でご報告させていただいたところでございますが、その後の進捗状況等についてご報告を申し上げます。

最初に、調節池運動施設等の概要でございますが、調節池全体面積が約5.0ヘクタール、調節池計画貯留量は6万立方メートル、平常時に運動施設等として利用できる面積は約3.2ヘクタールでございます。運動施設等としての導入施設は記載のとおり多目的広場、テニスコート、管理棟等、当初の予定どおりでございます。

続きまして、東京都が行っております調節池の設置工事でございますが、当初の計画では平成25年度からの3ヶ年を予定しておりましたが、工事入札の不調の遅れ等で平成29年度末まで、平成30年の3月までの完成を目指す予定で工事を進めている現状でございます。

続きまして、運動施設整備への進捗状況でございますが、平成26年度に作成いたしました調節池機能本体の貯留量確保及び先ほどご説明させていただきました運動施設概要については、東京都の内諾をいただいているところでございます。また、本施設は立川市区域内にまたがるため、立川市との調整を行い、整備については本市主導で実施することとなりました。

現在は調節池の本体工事の進捗状況を確認しながら、運動施設整備に向けて東京都と協議を進めております。

続きまして、今後の課題でございますが、当初、調節池に残堀川の水が流入す

るのは数年に1度と予測しておりましたが、近年の気象状況では年に数回の流入の可能性もあるため、利用者の安全対策や流入を想定した運動施設内容に再検討するため、流入状況をさらに調査し、整備に向けた具体的検討を行ってまいりたいと思っております。また、厳しい財政状況を考慮し、新たな財源等の確保にも努めてまいり所存でございます。

以上、簡単ではございますが、ご報告申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項9についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（白川宗昭） この全体が池になっているということですね。1回入ってしまうと今度はそれを復元するというのは相当お金もかかるでしょうし、大変なことではないですかね。どこまでが水、スケートパークとか駐車場というのも水没しちゃうと。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） すみません、28年度から新たに委員さんになられた方には今回、図面をお渡しさせていただきましたが、図面の下の所の真ん中あたり、ちょうど一番下が残堀川でございます。ここに残堀川が流れておりまして真ん中あたりに越流堤といましてここに堤防ができます。これが調節池から約2メートルちょっとの高さになりますが、それがそこから水が入りますと調節池の下の左側のところに自然流出する管がございます。そちらのほうから出すときには出します。これにつきましては大体6万立方メートル入った場合にやはり2日から3日かかってしまうということでその間には利用ができないという状況になると思います。

○委員（白川宗昭） 近年の雨の降り方というのは半端じゃないわけでありまして、雪もそうですけど、やっぱりその辺を十分考慮してぜひ今後とも進めていただきたいと思えます。

○教育長（小林一己） よろしいですか。

以上で報告事項9を終わります。

続きまして、報告事項10「第三次昭島市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメントの結果について」説明を求めます。

○市民図書館長（石川千尋） それでは「第三次昭島市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメントの結果について」ご報告いたします。

最初に申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。「2 意見の提出」の「(2) 寄せられた意見の数」、「(提出方法 持参4件)」になっておりますが、5件に訂正をお願いいたします。

昨年12月1日から今年の1月5日までパブリックコメントを実施しました。この結果、10人から42件のご意見をいただきました。多くのご意見をいただきましたので、別紙1にてパブリックコメントの概要をまとめております。

別紙1をご覧ください。「1 意見の内容」では、項目ごとに寄せられた意見の数を記載いたしました。

2は「パブリックコメントを受け、計画を訂正したもの」でございます。訂正した箇所は3箇所でございます。1つは第1章基本的な考え方（1）計画の目的におきまして、子どもの読書活動により人生をよりよく生きてと表現いたしましたが、「よく」という表現が限定的に捉えられる可能性もあることから、「人生をより深く生きる」という表現に変更いたしました。

2はデータについての明記を求めるご意見です。この計画では子どもの読書状況を教育委員会が行った昭島市立学校の児童生徒及び保護者アンケートの結果を引用しておりますが、データ元の記載を求めるご意見でしたので、アンケートの調査は小学校4年生以上の児童生徒を対象にしたこと、調査方法は児童生徒及び保護者にアンケートを配布し実施した旨、データを引用した部分に説明書きとして記載いたしました。

20は家庭での読書活動の姿勢についてです。ご意見の要旨は、今後の取り組みの中で「幼稚園」「保育園」への指導をどのようにしていくのか、また、事業担当者間の意思疎通が図られているのかというご意見です。このことにつきましては、今後子ども読書活動推進計画庁内検討委員会がこの計画の進捗状況を確認していくこととなりますので、計画の書き込みの中で庁内検討委員会の構成メンバーや役割がわかるような表記にいたしました。

なお、別紙2のパブリックコメントですべての意見を添付いたしております。後ほどご覧いただければと思います。以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項10についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） まず、このようにたくさんのパブリックコメントをいただけたのは本当にありがたいというか、やはり子どもの読書ということに対して非常に興味を持っていらっしゃる方が多いのだなと実感いたしましたし、あとご意見をすべて読ませていただきましたけれども、とてもいいご意見が多かったので、ぜひこのご意見をいい形に反映していただければと思いました。

その中のいくつかについて、ちょっとよろしいでしょうか、述べさせていただきたいのですが、まず2ページの8番。地域に支えられた図書館づくりということで、学校図書館が地域に開かれた存在かどうか少し疑問というご意見です。学校図書館というのは学校の図書室のことを言ってらっしゃるのかなと思うのですが、そういう意味では学校の図書室は、多分、田中小とかは地域に開かれた図書館になっていると思いますが、基本的には地域にはあまり開かれていないというか、子どもには開かれていますけれどもあまり開かれてはいないかなと私は思います。一部、読み聞かせのボランティアをしたり図書室の整備のためのボランティアをしたりというのは基本的には保護者の方がされていると思うので、地域にという意味ではちょっとどうかなと感じました。ですので、ここは学校そのものが地域に開かれた存在であることが前提にということですが、保護者に開かれているという、保護者も一部ですので、地域に開かれたとはちょ

っと難しい点があるかなと感じました。

それと、12 番のご意見はほんとうにそうだなと思いました。やはり児童図書なんかの相談をしたい場合に、やはりどの方がそのことに精通していらっしゃるのかみたいなそういったのがわかるような、例えば腕章とか、皆さん職員の名札とかをつけていらっしゃいますけれども、そこに何々担当みたいにわかりやすく書いていただくと、こちらもすごく職員の皆さんに声をかけやすくなるなど感じました。よくデパートでも、例えば子どもの靴の、どの靴がその子どもによく合うかというのを見ていただく方はシューフィッターとついているように、そういった専門家であることがわかると、とても子どもたちも誰に聞けばいいかなというのが、基本は誰に聞いてもそこから取りついでいただけるとは思いますけれども、いいのではないかなと思いました。

それから、5 ページの 27 番ですけれども、ご意見ですけれども、図書館での本の読み聞かせを知らなかったといったご意見です。これはもっとよく広く知らせていただきたいと思いますし、今後、図書館が新しくなればそういった機会も充実するのかなと思います。もう一つはあそこで今私がイメージするのは今の市民図書館しかないのですけれども、やはりお母さん方が、お父さん方が連れてくることもあると思いますが、本を選びながら、そこでちょっと読んであげたいみたいなどころがあると思うのです。だけれども、実際にあの場はやはりほかのスペースとくっついていて近いので、あまり普通の声のトーンでは読み聞かせするとちょっと迷惑かなとそんな気持ちにもなるので、なにかそういう親子の読み聞かせがしてあげやすいような場というか、そういった環境をつくって気を遣っていただくと、そういう場も、決まり切った定期的な図書館がやってくださる読み聞かせの会はもちろんですけれども、いつでも大人の方は子どもに本を読み聞かせてあげてください、気兼ねなく読み聞かせてあげてください、みたいな感じになるといいのではないかなと思いました。

あと 30 番ですけれども、これはまた中学校での図書室の話が出てご意見をいただいています、難しいところだと思いますが、学校でも努力していただいていると思いますし、保護者の方でも図書ボランティアに行って図書室の開けている時間をなるべく長くしようとしていらっしゃるようですけれども、なかなか難しいところもあるので、よくわからないんですけれども、例えば今図書館で図書館のボランティアさんがいらっしゃいますよね。その方を拡大して派遣するみたいな、そういうことももしかしてある、考える余地もあると思いました。なかなかやはり保護者は自分の子どもが卒業したら離れちゃうので、地域にいて図書とか本と触れ合っているのが好きなんだというような人があちこちいて、そういうことをしてもいいのではないかなとちょっと感じました。

それから 37 番の発達障害のある子どもが専門性の高い本を読もうとする場合もあるので、そういう子が来ることを考えて見やすい展示をお願いしますということでこれもすごくいいご意見だなというふうに感じたんですけれども、一つ書架の高さですけれども、私も背が小さいので結構切実な問題ですけれども、やはり高いところの本をどう取るかというのが、お子さんもそうですが、高齢者の方は台がありますけれども、台に乗って取るというのは結構怖くなってくるといふこともあると思うので、そのあたりはちょっと考慮していただければなど、今度

の図書館がどういった高さになるのかわからないのですが、高いところのものを取るというのは結構ハードルが高いことなので、その辺もご考慮いただければと思います。

最後に 42 番ですけれども、子どもの読書活動の計画ということで中学生や高校生などの子どもを受け入れるのはどうでしょうかということも、とてもいい、なるほどと感じたご意見です。実際に各学校にも図書委員会というのがあるでしょうし、読書フォーラムをやっているしやるので、その実行委員さんとかそういった本を好きな子どもたちのアイデアというのも大いに取り入れていただければなと感じました。

すみません、長くなりました。以上です。

○市民図書館長（石川千尋） まず冒頭、いい意見をいただいたというようなことをいただきまして、それを生かしてほしいというところですが、今後これを具体的に実行に移す中で参考にして考えていきたいなど、そういう取り組みを考えていきたいと考えております。

順を追ってご説明させていただきたいと思います。

まず、いずれにいたしましても計画を進めていきたいと考えておりますけれども、例えば 8 番で地域に開かれたということがありますけれども、これはボランティアも含んでという理解で書き込みをさせていただいております。

それからあと児童サービスに精通したというところは今後の取り組みの中でどのようなことが可能かというところを考えていければなと思っています。

それから No.27、5 ページですけれども、これにつきましては、親子読み聞かせということですが現状は厳しいところがあります。やっていく中でどのようなことができるか考えていきたいと思っております。

それから、30 番の図書ボランティアの派遣ですが、実際に市民図書館で働いている方が学校でもやっているところもありますけれども、さらにどのようなことができるか考えていきたいと思っております。

それから 6 ページの 37 番ですが、書架の高さにつきましても、現行でもやっております高齢者で人気の高い本につきましては、別に用意しまして利便性を向上しておりますけれども、ご意見がございますので、さらに充実を考えていきたいと思っております。

それからその他につきましても子どもたちの目線というところがありますので考えていきたいと思っております。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。以上で報告事項 10 を終わります。

続きまして、報告事項 11「東中神駅自由通路への図書返却ポスト設置及び昭島市民図書館蔵書点検に伴う休館について」説明を求めます。

○市民図書館長（石川千尋） それでは「東中神駅自由通路への図書返却ポスト設置及び

昭島市民図書館蔵書点検に伴う休館について」ご説明いたします。

図書館利用者の利便性向上のため、東中神駅自由通路北側に図書返却ポストを設置いたします。運用開始は4月1日からを予定しております。

続きまして、昭島市民図書館蔵書点検に伴う休館についてでございます。昭島市民図書館では図書資料の点検及び整備等のため、分館では5月10日から3日間、本館が5月18日から25日まで休館し蔵書点検を行います。周知は4月1日の広報等で行ってまいります。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項11の説明が終わりました。

本件に対する質問、意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で報告事項11を終わります。

続きまして、報告事項12「昭島市民会館ネーミングライツ・パートナーの継続について」説明を求めます。

○市民会館・公民館長（並木映子） 報告事項12「昭島市民会館ネーミングライツ・パートナーの継続について」ご報告申し上げます。

昭島市民会館では、平成26年4月よりネーミングライツを導入し、現在フォスター電機株式会社と協定を締結しております。協定の内容につきましては、愛称をKOTORIホールとし、命名権料が年額180万円、期間は3年間となっております。この協定期間が平成29年3月31日で満了することに伴い、同社から協定継続の申し入れがありました。

「昭島市ネーミングライツの付与に関する指針」では、契約期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから契約継続の申し入れがあった場合は、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができることになっているため、昭島市ネーミングライツ検討委員会において、フォスター電機株式会社に優先交渉権を付与することを決定いたしました。

今後、命名権料、協定期間、愛称など協定内容の詳細について交渉し、合意に至った段階で同社と協定を締結し、昭島市民会館ネーミングライツ・パートナーとして決定いたします。

協定締結日は、平成29年4月1日を予定しており、広報やホームページなどに掲載し周知する予定でございます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項12についての説明が終わりました。

本件に対する質問、意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。以上で報告自己12を終わります。

以上で報告事項1から12の説明が終わりました。報告事項13から18につきましては資料配布のみとなっておりますが、事務局への質問がありましたらお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 質問ではないのですがけれども、小学校展覧会、報告14のところの

部分で感想のアンケートの中にもありましたが、当日図工の先生方が会場に立っていただいて作品の説明、どうやってつくったのかとかそういうことを説明していただいたのがとてもよかったので、図工の先生方に感謝申しあげたいと思いました。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、その他の事項について事務局から何かありますか。

案件がないようですので、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、3月16日木曜日、午後2時30分から、場所は市役所301会議室で行います。

○教育長（小林一己） それでは次回は3月16日となりますので調整のほどよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。これで第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

平成 年 月 日

署名委員

1 番 委 員

2 番 委 員

調整担当